

規定の改正について

以下の規定につきまして、2024年1月1日付で改正を行います。

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条 (申込方法)</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、特定口座と非課税口座の特定非課税管理勘定において1契約、一般口座と非課税口座の特定累積投資勘定において1契約の最大2契約に限るものとします。</p> <p>第4条 (振替額の引落し)</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 1指定銘柄当たりの振替額は、5,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第5項において同じ。）の各年ごとの合計額（<u>つみたて投資枠</u>で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額）が <u>120万円</u>を超えることとなるような振替額の指定はできません。</p> <p>5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合は、年2回までとします。また、<u>つみたて投資枠</u>で買付けしようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が <u>120万円</u>を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。</p>	<p>第1条～第2条 (同左)</p> <p>第3条 (申込方法)</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(追加)</p> <p>第4条 (振替額の引落し)</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 1指定銘柄当たりの振替額は、5,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理<u>および非課税累積投資 (追加)</u>に関する約款」に基づき、<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第5条第4項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第5項において同じ。）の各年ごとの合計額（<u>つみたてNISA</u>で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額）が <u>40万円</u>を超えることとなるような振替額の指定はできません。</p> <p>5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理<u>および非課税累積投資に関する約款</u>」に基づき、<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合は、年2回までとします。また、<u>つみたてNISA</u>で買付けしようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が <u>40万円</u>を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。</p>

ん。

6～8 (省略)

第5条 (買付方法、時期および価額)

(省略)

2 当組合は、(途中省略)とします。

また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に基づきつみたて投資枠での買付けまたは成長投資枠でのつみたてによる買付けをする場合、当年12月分の引落しによる買付けが翌年の勘定(削除)に入ることとなる場合があります。

3～4 (省略)

第6条～第10条 (省略)

第11条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約)

(省略)

2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

(途中省略)

(削除)

- ① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日
- ② 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日
- ③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日

第12条 (その他)

(省略)

2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定(当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。))に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。)または指定銘柄の目論見書による

6～8 (同左)

第5条 (買付方法、時期および価額)

(同左)

2 当組合は、(同左)とします。

また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資(追加)に関する約款」に基づきNISAまたはつみたてNISAでの買付けをする場合、当年12月分の引落しによる買付けが翌年の勘定(非課税管理勘定または累積投資勘定)に入ることとなる場合があります。

3～4 (同左)

第6条～第10条 (同左)

第11条 (「JAの投信つみたてサービス」の解約)

(同左)

2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理および非課税累積投資(追加)に関する約款」(以下、(追加)「当該約款」といいます。)の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

(同左)

- ① お客様が当該約款第10条の2の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日の10営業日前
- ② 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日の10営業日前
- ③ 当該約款第16条(第1項および第2項を除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日
- ④ お客様が当該約款第5条の規定により累積投資勘定を廃止する場合 累積投資勘定が廃止される日の10営業日前

第12条 (その他)

(同左)

2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定(当組合の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資(追加)に関する約款」(追加)に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」を含みます。)または指定銘柄の目論見書による

ものとしします。

なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

ものとしします。

なお、当組合の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款のほか本規定にも従います。ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

以上